

群馬大学大学院食健康科学研究科長期履修学生制度に関する内規

令和 7. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院学則第16条の2の規定に基づき、群馬大学大学院食健康科学研究科における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修学生制度」という。）に関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この内規において、「長期履修学生制度」とは、職業を有している等の事情で、学修及び研究指導を受ける時間に制約を受けるため、群馬大学大学院学則第7条に定める標準修業年限を超えて在学しなければ課程を修了することができない者に、本人の申請に基づいて審査し、標準修業年限を超える長期履修（標準修業年限分をその履修期間に含む。以下「長期履修」という。）をあらかじめ認めることにより、計画的な課程の修了と学位の取得を可能にする制度をいう。

(対象者)

第3条 長期履修学生制度の対象者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 職業を有している者で、業務のため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
- (2) 家事、育児、介護等に従事するため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
- (3) その他長期履修学生制度の適用に足る事由を食健康科学研究科教授会（以下「教授会」という。）において認められた者

(長期履修の期間)

第4条 長期履修学生制度により認められる長期履修の期間は、3年から4年までとする。

(授業料)

第5条 授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(申請時期)

第6条 長期履修学生制度の適用を希望する者は、次の各号に掲げるいずれかの時期に申請しなければならない。

- (1) 入学手続時
- (2) 1年次修了時

(申請手續)

第7条 長期履修学生制度の適用を希望する者は、申請にあたり、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生制度申請書
- (2) 履修計画及び研究計画書
- (3) 長期履修の必要性を証明する書類
- (4) その他教授会が必要と認めた書類

(適用認定)

第8条 長期履修学生制度の適用については、教授会で認定する。

(長期履修期間の変更)

第9条 長期履修期間の短縮については、長期履修期間変更申請書による申請に基づき、教授会の議を

経て認定する。

2 前項により長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料年額を変更する。

3 長期履修期間の変更は、1回限りとする

(長期履修学生制度の適用中止)

第10条 長期履修学生制度の適用中止については、長期履修学生制度中止申請書による申請に基づき、教授会の議を経て認定する。

2 前項により長期履修学生制度の適用中止が認められた場合は、授業料年額を変更する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。